

SEINENHOKORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N508
2013・6・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

自衛隊真駒内基地隊員死亡事件で国に賠償命令―「命の雫」訴訟…………… 平澤卓人

ロースクールの実情と法曹養成

学生の立場に立った制度設計を…………… 宮里民平

米軍駐留違憲判決めぐる大使館と最高裁…………… 内藤 功

成年被後見人選挙権回復訴訟について…………… 杉浦ひとみ

福井女子中学生殺人事件の異議審不当決定…………… 吉川健司

大崎事件第2次再審請求棄却決定について…………… 森 雅美

「原発なくそう！九州玄海訴訟」より脱原発への課題…………… 東島浩幸

スポーツにおける暴力排除…………… 望月浩一郎

ビアンキ自転車事故訴訟判決報告…………… 鈴木 周

「砂川事件」最高裁元長官の情報漏えい問題で議長声明を発表…………… 青法協弁学合同部会



マラガの子ども

自衛隊真駒内基地隊員死亡事件で 国に賠償命令 「命の雫」訴訟

北海道 平澤 卓人

1 はじめに

二〇一三年三月二十九日、札幌地方裁判所は、二〇〇六年に札幌市の真駒内駐屯地で島袋英吉さんが死亡した事件について、国に対し約六五〇〇万円の支払いを命じる判決を言い渡しました。同事件と判決の内容について報告させていただきます。

2 事件の概要

二〇〇六年二月三日、札幌市の真駒内駐屯地において自衛隊員として勤務していた二〇歳の青年である島袋英吉さんが死亡しました。

島袋英吉さんは、一九八六年八月二十八日に沖縄県で生まれ、高校卒業後、一八歳で陸上自衛隊に入隊し、那覇駐屯地教育隊にて訓練を受けたのち、陸上自衛隊第二旅団第二後方支援連隊輸送隊に配属され、真駒内駐屯地において、一等陸士として勤務してきました。

死亡する前日である二月二日午後、島袋英吉さんの家族のもとへ、自衛隊員から電話があり、重篤な状態であると告げられました。驚いた家族が、飛行機で北海道に向かいましたが、容体は回復せず、死亡しました。

自衛隊は、島袋英吉さんの両親に、「徒手格闘

訓練」中に後頭部を強打して死亡したと説明しました。すなわち、島袋英吉さんが、先輩隊員を相手にして、投げ技からの胴突きを行う訓練において、先輩隊員が受け身の出来ない島袋英吉さんに対し投げ返しを二回行い、三回目投げ返しの際、背中から落下した後頭部を強打し、意識を失った旨が記載されています。

しかし、島袋英吉さんの遺体には、致命傷となった「外傷性硬膜下血腫及びクモ膜下出血」のほか、口唇の傷害や歯の脱落、三カ所の肋骨骨折、全身の皮下出血、肝臓の裂創、肋間筋出血などあることが分かりました。これらの怪我は、通常の訓練で想定される怪我とはかけ離れています。島袋英吉さんに対し、通常の訓練を超えた暴行やいじめがあつたのではないかと思わざるを得ないのです。

そこで、両親が原告となり、二〇一〇年八月三日、国家賠償請求訴訟を札幌地方裁判所に提訴しました。死亡した島袋英吉さんの父親は、息子を失った悲痛な思いを「命の雫」という書籍（二〇〇九年、文芸社）として出版し、同訴訟は「命の雫」訴訟と呼ばれています。

3 本訴訟の進行

本訴訟について、札幌、東京、沖縄でそれぞれ



2013年3月29日の判決後に札幌地裁前で

支援する会が結成され、多くの支援を受けることができました。最終的に裁判所に提出した署名の筆数は、一万三五二筆にも上りました。

このような多くの支援の結果、二〇一二年二月六日には、現場となった真駒内駐屯地の体育館における検証手続が実現しました。また、二〇一

二年一月八日、札幌検察審査会において、訓練を実施していた自衛隊員二名と部隊の隊長が不起訴処分とされていた事件について、三名についての検察の不起訴処分は不当であるとの判断を得ることができました(その後、再度不起訴)。

二〇一三年二月一日の証人尋問や三月二六日の判決の日には、沖縄や東京、札幌から多くの支援者が駆け付け、大きな力を得ることができました。

4 判決の内容

札幌地方裁判所の判決は、遺体の損傷は、医療行為によって生じたものであるとの理由等から、原告が主張する訓練の目的を超えた有形力の行使があったとは認めませんでした。

他方で、判決は、自衛隊の「徒手格闘訓練」について、「徒手格闘は、当身技、投げ技、関節技及び締め技を総合的に駆使し、旺盛な闘志をもって敵たる相手を殺傷する又は捕獲するための戦闘手段であり、その訓練には本来的に生命身体に対する一定の危険が内在しているから、訓練の指導に当たる者は、訓練に内在する危険から訓練者を保護するため、常に安全面に配慮し、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務を負うといふべきである。このことは、徒手格闘の訓練が自

衛隊の訓練として行われる場合であっても、異なるものではない」と判示しました。

そして、受け身の習熟度が不十分である場合に投げ返しを行うことと、適切に受け身を取ることができず頭部を打ち付ける危険性は十分にあったとして、隊員の注意義務違反を肯定しました。

「徒手格闘訓練」とは、日本海における不審船事案、九・一一同時多発テロ、イラクへの派遣等を契機とした近接戦闘能力向上の必要性増大を受け、近年自衛隊において盛んに行われている訓練です。

航空自衛隊では、二〇一〇年の業務事故のうち、全体の半分の五四件の事故が「徒手格闘に係る事故」であったとされています。陸上自衛隊でも、二〇〇九年に九七件の事故が発生し、うちアキレス腱断絶三件、頭・首の骨折二件、靱帯損傷七件と重大なものが多いことが明らかになっています。

本判决の「徒手格闘訓練」についての判示部分は、学校における柔道事故に関する最判平成九年九月四日の説示に類似しており、学校における部活動としての柔道についての注意義務として最高裁が判示した内容を、自衛隊の徒手格闘訓練に射程を及ぼしたものとします。自衛隊であることを根拠にした注意義務の軽減を許さなかった点は、判決の評価できる点と考えています。

本判決が、自衛隊の生命や身体を顧みられず行われる危険な徒手格闘訓練に対する一つの歯止めとなることを期待します。

5 判決後の対応

本判決後の二〇一三年四月二日、小野寺防衛大臣は記者会見で控訴しないことを明らかにし、その後幕僚長が直接遺族宅を訪ね、謝罪を行いました。

した。

もともと、島袋英吉さんのご両親は、本当は格闘訓練の名を借りた暴行、いじめではなかったのかとの疑問を持っており、真実が明らかになっっていないとの思いを有しています。

島袋英吉さんは、戦争と平和を考える「中学生ピースサミット」に学校代表として参加するなど、強い平和への思いを有していました。憲法九条の改正及び集团的自衛権の行使を容認しようとする

動きが活発化している現在において、自衛隊員一人ひとりの生命や人権を守ることが一層求められており、そのことが島袋英吉さんが求めた「平和」への一歩になると考えています。

(弁護士 佐藤博文、長坂貴之、山田佳以、平澤卓人、神保大地、池田賢太、橋本祐樹、皆川洋美、証人尋問においては照屋寛徳先生も代理人として参加していただきました)

感じたことについてご報告します。

2 ロースクールの授業内容や学生の学習姿勢

私のロースクールは、非常に、受験偏重的な面が強かったと感じました。というのも、OBとのつながりが強く、司法試験に合格した先輩から様々な受験対策を伝授され、OBによるゼミも開催されるなど、受験指導を受ける環境が充実していたからです。

また、周りの学生たちも、もっぱら司法試験を意識した勉強を行っており、試験と直接関係しない勉強を敬遠する雰囲気を感じました。したがって、ロースクールでは実務的な科目や教養的な科目の授業も多くあ

学生の立場に立った制度設計を

東京 宮里 民平

1 はじめに

私は、都内の法科大学院の既修者コースを修了しました。ロースクールでは、志を同じくする仲間と切磋琢磨し、議論を交わすことができ、自習室も与えられ、非常に恵ま

れた学習環境を提供していただきました。

しかし、制度として考えた場合、現在のロースクール志望者が激減していることからわかるとおり、問題点を多く抱えていることも事実だと思います。

以下、私がロースクール生活を過ごして実

ロースクールの実情と 法曹養成

るのですが、それらの授業は、多くの学生には好まれませんでした。

ロースクールは、従来の旧試験が受験技術に特化した勉強しか行わないということを批判し、より質の高い法曹教育を目指して導入された経緯がありますが、果たして、従来の受験生と法科大学院生とで、その勉強方法や内容に大きな違いはないのではないかと感じました。

3 ロースクールのリスク

しかし、そのような学生の学習姿勢を批判することは適切ではないと私は考えています。というのも、ロースクール生にとっては、【司法試験に受からなければロースクールに入学した意味がない】という考えが強くあるからです。ロースクールに入学する学生は、

みな法曹を強く目指し、様々なリスクを抱えて入学しています。

第一に、国からの補助金がでているとはいえ、その学費負担は重く、私のロースクールでは初年度の納入金は二〇〇万円にもなります。したがって、三年間、ロースクールに通おうと

するならば、相当な金額を投資しなければなりません。

第二に、経済的負担だけではなく、時間的な負担もあります。最短の場合でも、二年間ロースクールに通い、一回目で合格したとして、三年間は、ほとんど仕事をすることはできません。

第三に、ロースクールの卒業し、司法試験に三回不合格となった場合、三振制により、もう司法試験を受験することはできなくなってしまう。

これらのリスクは、合格者数が増えたとはいえ、合格率が二五パーセント程度しかないことを考えれば、学生にとってみればかなり現実味のあるリスクなのです。

このようなリスクを負っている以上、学生は、何としても司法試験に合格したいという気持ちが強くなり、受験勉強に偏った勉強をすることもやむを得ません。結局は、学生に対していくらか理想の教育を実践しても、それが学生の需要を満たすものでない場合、ただの理想の押し付けになってしまうのではないのでしょうか。

4 法曹志望者のリスク

現在では、私がロースクールに入学したと

きにはなかったリスクも発生しています。それは、弁護士就職難と経済的困窮、司法修習生に対する給費制の廃止です。

これらの問題を一言でいうと、「法曹になるには金がかかりすぎる上に、元も取れないかもしれない」ということです。

これらのリスクを少しでも軽減するため、現在では予備試験の受験者が増え、ロースクール志望者が激減していると考えられます。

5 これからに向けて

以上、経済的な話が多くなってしまいました。が、志の高い学生も多くいます。そのような学生が、経済的理由から法曹をめざすことを断念することのないような制度を作るべきです。経済的問題を回避することなく、ロースクールの理念は実現できないと私は感じました。

ただし、ロースクールという学習環境は、旧来の司法試験の勉強では経験しえない実務的観点からの勉強が可能であり、この学習環境を活用することができれば、ロースクールの理念も十分に実現できると感じました。そのためにも、現場の目線で考えることが必要なのではないでしょうか。

米軍駐留違憲判決めぐる大使館と最高裁



東京弁護士会 内藤 功

1 町の心臓部を分断する滑走路拡張に立ち向かった町ぐるみのたたかい

一九五五年六月一日、東京都北多摩郡砂川町（現在の立川市砂川町）の基地拡張絶対反対町民総決起集会が阿豆佐美天神境内で行われました。町ぐるみのたたかいでした。

「戦時中の日本陸軍による強制土地とりあげ、戦後も数次にわたる米軍基地拡張により町民は多大の犠牲と損害を被ってきた。基地拡張は核戦争の一環として計画されている。われわれの祖先があらゆる苦しみと悲しみに耐え営々と築き上げた郷土砂川町は心臓部で分断され、町民は明日への生活の根拠を奪われる。」（総決起集会決議）

一九五七年七月八日早朝五時すぎ、防衛庁東京調達局が、米空軍飛行場滑走路拡張の強制使用

のための測量を開始しました。飛行場柵外で地元反対同盟、支援団体の反対集会、デモ行進が行われ、壊れていた柵のところから二ないし四メートル基地内に立ち入った。これだけのことでしたが、警視庁、検察庁は「安保条約三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法違反」という罪名で、二三人を逮捕、そのうち七人を起訴しました。

2 駐留米軍は憲法上その存在を許すべからずと断じた東京地裁判決

一九五九年三月三〇日、東京地裁（伊達秋雄裁判長）は、

「①わが国に駐留する合衆国軍隊（以下「米軍」）は、戦略上必要と判断した際、当然日本区域外に軍隊を出動しうる。その際、わが国が提供した施設・区域は米軍のために使用され、わが国が自国

と直接関係のない武力紛争の渦中に巻き込まれ、戦争の惨禍がわが国に及ぶおそれは絶無ではなく、安保条約によってかかる危険をもたらす米軍の駐留を許したわが国政府の行為は『政府の行為によって再び戦争の惨禍を招かないように決意』した憲法の精神に反する」

「②米軍駐留は、わが国政府の要請と、施設・区域の提供、費用の分担、その他の協力があつて始めて可能となる。米軍駐留を許容していることは、憲法九条二項の陸海空軍その他の戦力の保持に該当し、結局わが国内に駐留する合衆国軍隊は憲法上その存在を許すべからざるものであると言わざるをえないのである」と判決（無罪）しました。政府・検察は異例の跳躍上告をしました。

3 安保条約を司法審査の範囲外とした 最高裁判決

一九五九年二月一六日、最高裁大法廷（田中耕太郎裁判長）は「①外国の軍隊は憲法九条二項の戦力に該当しない」「②安保条約は高度の政治性を有する。その違憲か否かの判断は、一見極めて明白に違憲無効と認められない限り、司法審査権の範囲外で、第一次的には、内閣および国会の判断、終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねられるべきものである」と判決（破棄差戻し）しました。

4 破棄を焦る異常な最高裁 田中耕太郎長官の動き

私は弁護士として、最高裁田中長官らが、米側や日本政府（岸信介内閣）の要求にこたえ、違憲判決破棄を焦っていることを強く感じました。まず、上告審弁護人の人数を被告一人につき三人、七被告について二人に制限する旨の決定書を弁護団長の海野普吉先生に送り付けてきました。五月一日、その撤回を要請した弁護人の面前で、第一小法廷の主任裁判官の斎藤悠輔判事は「米国がジラード事件（一九五七年群馬県の米軍演習場でジラード陸軍一等兵が銃弾の葉莢を拾い集めていた日本人女性を銃で殺害した事件）で日本に裁判

権を認めてくれた（傷害致死で執行猶予。米兵は不拘束）。その手前もあり、砂川事件は早く判決しなければいけない」「検事には上告理由書はもう簡単な簡条書き程度でいいから早く出せと言っている」と公言しました。また、マスコミに対し「検察には必要なら最高裁調査官を貸してやってもいいと言っている」「旨語っています。弁護団は、斎藤悠輔裁判官を忌避しました。また、田中耕太郎裁判長は、裁判所時報所載の年頭の辞で「ソ連・中共は恐るべき国際ギャング」と公言していました。これほど極端な裁判官は、安保条約が争点となる裁判での公正な審理はとうてい期待できないので、忌避を申し立てました。

5 今まで入手した米解禁公文書から 判ってきた背景

約半世紀経て、新原昭治氏、末浪靖司氏の入手文書に基づいて、布川玲子氏が入手した米政府解禁文書によって、その背景が判ってきました。

① 国際問題研究家の新原昭治氏の入手資料（二〇〇八年四月発表。『日米「密約」外交と人民のたたかい』新日本出版社所載）によると、伊達判決の翌朝、マッカーサー大使が、藤山外相を訪れ跳躍上告を要請しました。大使は、田中最高裁長官とも会って判決の見通しを聞き出します。さらに、大法院弁論の焦点となった、米第七艦隊等米

軍部隊が、一九五八年台湾海峡紛争に際し日本から出動したとの弁護団の主張に、法廷で如何に認否するか、最高検察庁、外務省、米国務省が苦慮し協議を重ねていた事情も判りました。

② ジャーナリストの末浪靖司氏の入手資料（二〇一二年四月発表。『対米従属の正体』高文社所載）によると、田中長官は大使に、最高裁裁判官の評議での意見の分かれ方を具体的に話しています。また、駐留米軍が憲法九条の「戦力」に該当しないとの論理は、米国務省の特別補佐官が一九五〇年に創出した解釈論で、米側は日本の著名な国際法学者らに、この解釈での学説の変更を働きかけています。さらに一九五〇年に、田中耕太郎氏を最高裁長官に任命するに際して、米側が田中氏の「政治的見解」等個人情報調査をしていたことが判りました。

6 今回入手の一九五九年八月三日付け 米大使館より国務省あて書簡

二〇一三年四月八日付けの各紙やTVニュースは、一九五九年八月三日付けで、在日米大使館から国務長官にあてた航空書簡について報道しました。（山梨学院大学法学論集七一号所載の布川玲子元教授の論考「砂川事件伊達判決と田中耕太郎最高裁長官関連資料」）

この書簡は、一九五九年七月三二日ころ、田中

耕太郎最高裁長官とレンハート首席公使が「共通の友人宅」で面談し田中長官が語ったことの報告です。田中長官は上告審の弁論の日程と、判決書の落しどころを話しています。大法院弁論は、九月上旬に、午前午後通しで週二日、三週間、計六開廷で終わると教えています。実際と、ほぼ一致します。弁護人よりも先に、米大使館に知らせる親密な関係が判りました。

また本書簡によると、田中長官は、「各裁判官がそれぞれの見解を長々と弁じたがるだろうが、実質的な全員一致にもつていきたい、少数意見は世論を揺さぶるものになるので回避することを願っている」と語っています。さらに、田中長官は「争点を事実問題ではなく、法的問題に閉じこめる決心を固めている」としています。ここで言う「事実問題」とは、「米軍の実態問題」です。伊達判決が指摘した「駐留米軍は戦略上必要と判断した際、日本区域外に出動し、日本は関係のない戦禍に巻き込まれる」実態を裏付けるため、弁護団は一九五八年、台湾海峡の紛争時に、第七艦隊などの米軍が、日本の基地を使って出動した実態を主張しました。田中長官はそのような実態は無視し、もっぱら条約の文言の文字づら解釈に「閉じこめる」という「決心」を示したということです。

7 対米従属ぶりは、属人的なものか？ 構造的なものか？

新原氏、末浪氏、布川氏の入手資料を総合すれば、個人的親密関係による従属にとどまらず、安保条約の下での、最高裁の米政権への構造的な従属性を痛感します。現在最高裁には、横須賀で、米空母乗員に配偶者を惨殺された山崎正則さんの国家賠償請求事件が係属しています。安保条約、米軍基地にかかわる裁判闘争を進める上の構えとして留意しておくべきことです。現在でも、米大使館と最高裁判官との間で、このような関係はないのか。関心をもたざるを得ません。

8 最高裁判決と安保条約調印の 当初日程を遅らせた根源の力

入手文書によると、当初判決は一九五九年「晩夏または初秋」の見込みだったが二月になる。それは「弁護団が結審を遅らせるべくあらゆる可能な法的手段を試みている」からだと言官は首席公使に告げています。遅延の真の原因はもっと深いところにあります。当時大法院には松川事件（えん罪・謀略事件）が弁論を終わり評議中でした。死刑を含む不当判決の破棄を求める救援運動は、広津和郎氏ら著名人を含む広範な人々の支持をえて、最高裁に迫っていました。「無実の人を救え。

松川を先にせよ。砂川は急ぐな」が統一要求でした。大法院の多数の裁判官（最終的には七対五で破棄差戻し）は、道理ある要請に従い、松川を先にし、砂川は後になりました。当初の無理な目論みに反する結果となりました。最高裁判決、安保条約の調印、国会審議、批准の時期の遅れで、闘争に必要な期間が確保されました。

9 一九六〇年安保反対闘争は伊達判決 （憲法の力）で励まされた

本書簡は「最高裁が、地裁判決を破棄し、政府側に立った判決を出すならば、新条約支持の世論の空気は、決定的に支持されることになろう」「反対勢力は、自分たちの攻め技が祟って投げ飛ばされることになろう」と書いていますが、この期待は外れました。安保反対闘争は、米軍違憲の判決で法的確信を与えられました。最高裁判決も、国民世論と運動の急展開の勢いを目にしては、「安保条約が違憲かどうかは、終局的には主権者たる日本国民の判断に委ねられる」と書かざるをえなかったのです。（二〇二三・五・二三記）

【注記】青法協弁学会合同部会では、二〇一三年五月一六日、この問題について議長声明を発表いたしました（本紙末尾に掲載）。

成年被後見人選挙権回復訴訟について

東京弁護士会 杉浦 ひとみ

1 事件の概要

本件は、被後見人の選挙権を制限する公職選挙法第一条第一項第一号は選挙権を侵害するものであり憲法違反であるから、選挙権の存在を確認せよと二〇一一年二月一日、東京地方裁判所に提訴したものである。二〇一三年三月一四日、東京地方裁判所民事第三八部は、同条を違憲と判断し選挙権を行使しうる地位を確認する判決をした。最後に定塚誠裁判長が「どうぞ選挙権を行使して社会に参加して下さい。堂々と胸を張っていい人生を生きて下さい」と原告に語りかけたことが報じられ、社会に感動を呼んだ。

2 本訴訟の問題点

本件訴訟では、大きく二つの点を争点とした。ひとつは、選挙権を能力によって制限することは許されないという点。もうひとつは、仮に選挙に能力が必要だとして、その判断に成年後見制度を借用することは許されないという点である。

(1)「選挙権を能力によって制限することは許されない」

最も重要な論点として本訴訟で明らかにしたい争点だった。

選挙権は、民主政の根幹に関わる主権者としての重要な権利である。そもそも、この権利を行使する能力をどのように判断するのか。IQで判断するのか。IQが高い学歴のある人間が他人に影響されたり、情報に操作されていないか。健常といわれる方たちがかつこよさとかノリで投票していないか。むしろ、子どもの頃から障がい故に過酷な人生を歩んできた方が、皮膚感覚でこの人はいい人だと判断する力の方が優れていることだってあるのではないかと。等々考えたときに、この代表を選ぶために必要な能力など判断できるものではないと考えるに至った。

かつて、選挙権の公務性という点に重きを置かれた、奥平康弘東大名誉教授が、この裁判に接して意見書を書かれ、「能力が低いとされる者は、事実上権利行使をしないことはあるとしても、政治的判断力のあるなしを国家が判断すべきではありません。そもそも、政治的判断力があるかないかは、分明ならざる力であるからそれを判断することは極めて困難であるだけでなく、権利を託される為政者がこれを決めることは民主主義に反することになります」と言い切られたのはまさにこれをさしている。

憲法一五条三項も「公務員の選挙については成年者による普通選挙を保障する」と規定しており、成年という年齢だけが分水嶺である。

判決後の集会で一斉に勝訴ののぼりで喜びを



(2) 成年後見制度を流用して選挙権を

制限することは不合理

仮に百歩譲って、能力によって選挙権の制限を考えなければいけないとしても、成年後見制度を流用することは憲法違反である。

ア 成年後見制度を家庭裁判所に申し立てたとき、財産管理能力は判断されても選挙の能力は判断されていない。

イ 任意後見人の場合には選挙権の制限はない。

ウ 同じ程度の能力の者でも後見制度を申し立てなければ選挙権を失わないという不平等が生じる。

エ また、成年後見制度は、権利擁護のための制度であり、自己決定を尊重する制度であるにもかかわらず、権利を擁護しようとする選挙権を奪われるということは背理である。

オ 諸外国でも、後見類似の制度を流用して選挙権制限をする制度は廃止され、さらに能力制限をしていない国もあるなど、国際的な潮流に反するものである。

3 被告国の反論

被告である国は、次のように反論をした。

「平成一七(二〇〇五)年の在外邦人選挙権の

行使についての最高裁判決は、『やむにやまれない』厳格な違憲審査基準をとったが、判決は選挙権の『行使』を射程においたものであり、権利の存否には及ばない(選挙権の存否そのものについては立法裁量が広く及ぶ)。」

また、なぜ能力が必要かについては「他人に影響されて不正な投票をする危険性がある」という点を挙げたが、能力を欠く者が投票をして実害が生じたかについては回答はなかった。

なお、結審近くになって、被告は本件の訴えは「法律上の争訟」に当たらないという主張もしてきた(詳細は判決書参照)。

4 判決

(1) 判決は、二〇〇五年の在外邦人の選挙権に関する判決を引用して、選挙権を制限することは原則として許されないとしたうえで、選挙権の「行使」だけでなく「存否」についても、これを制限するためには選挙の公正を確保できないような「やむを得ない事由」があることが必要だと厳格な審査基準をとることを明らかにした。

(2) 次に「やむを得ない事由」についての判断をする前提として、判決は選挙能力については、「単なる権利ではなく一種の公務なので選挙権を行使

するに足る能力があることが必要であつて、事理弁識能力を欠く者に選挙権を与えないとすることは、立法目的として合理性を欠くものとはいえない」と判示した。

しかし、成年被後見人は「事理弁識能力を欠くもの」ではなく「事理弁識能力を欠く常況にあるもの」である。「常況にある」とは「多くの時間はその状況にあるものの、そこから離脱して能力を回復することがある者を含む概念である。」したがって、「選挙権の行使を認めないことは憲法の意図するところではない」とした。

また、判決は、主権者についての解釈を次のように示した。

「我が国の国民には、様々なハンディキャップを負う者が多数存在するが、そのような国民も本来、我が国の主権者として自己統治を行う主体であることはいうまでもないことであつて、そのような国民から選挙権を奪うのは、まさに自己統治を行うべき民主主義国家におけるプレイヤーとして不適格であるとして主権者たる地位を事実上剥奪することにほかならない。」

つまり、憲法は様々な状態にある国民を、当然、主権者として理解しているということを示しているのである。

その上で、上記原告があげたのとはほぼ同様の理由を挙げて、違憲と判断した。

5 判決に対する評価

判決が、選挙権行使に能力が必要であるとすることに「合理性あり」と判示した点については、原告は不満であつた。しかし、最高裁のこれまでの判断を前提にすれば、上級審でこの判決が覆されないためには、あえて「合理性あり」としたのではないか。そして、能力で制限するというならそれに応じた方法をとるべきだと判示したのであるが、実際に選挙に必要な能力を定義すること、判断することも至難である。してみると、判決が示した「選挙能力必要」の理解は、限りなく選挙能力不要と判示したに等しい巧みな判断だと解しうる。

6 判決後の動向

この判決は、国内外の研究者や市民からもこぞつて歓迎されたが、国は、控訴期限の前日「選挙混乱を回避するため」という控訴理由とならない理由を挙げて控訴した。

その後、二〇一三年五月二七日、選挙権を剥奪する規定を削除する公職選挙法改正案が衆参両議院の満場一致で成立し、この夏の参議院選には約一三万六〇〇〇人の被後見人の選挙権が回復された。一番での違憲判決から七四日目であつた。

しかしながら、国は、この改正案成立の日に、「控訴は取り下げない」とのコメントを出した。

国際的にも目を見張るような快挙といえるこの改正に対して、国の面子を重んじるような硬直した対応が、今後この判決とともに常に語られることだけが残念である。

福井女子中学生殺人事件の異議審 不当決定

北陸 吉川 健司

すでに本紙で紹介してきた二つの再審請求事件で、二〇一三年三月、いったん認められていた再審の取消決定と、棄却の決定が相次いでされた。両事件の報告を二本あわせて掲載する。(編集部)

1 不当な再審取消決定

福井女子中学生殺人事件は、一九八六年三月一九日夜に、福井市内の市営住宅の一室において、そこに住んでいた女子中学生(当時二五歳)が、何者かによって殺害された事件です。一審が無罪、控訴審が逆転有罪、最高裁で有罪確定という経過をたどってから、二〇〇四年七月一五日に再審請求を行い、二〇一二年一月三〇日、名古屋高裁金沢支部が再審開始を決定し、検察官が異議申立てをして、名古屋高裁判事第一部において審理がなされていました。

そして、同部は、二〇一三年三月六日、再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却する旨の不当決定をしました。

請求人である前川彰司さんとお父さんは、同月一日、最高裁判所に対して特別抗告を申し立てました。

2 異議審決定の特徴

(1) 証拠構造の脆弱性の無視

異議審決定の特徴の第一は、捜査経過の異常さとそれに起因する証拠構造の脆弱性を全く無視

し、新証拠に不当に高い証明力を要求している点です。具体的には、本件には、以下のような捜査経過の異常さ、極めて脆弱な証拠構造があります。

①事件から半年が経過し、捜査が行き詰まった状況下で、暴力団員A男が、自らの覚えい刃使用事件の減刑目的で始めた供述を契機に捜査が展開したこと

②当初、A男は、前川さんと犯行現場まで同行した人物としてL男を名指しし、その結果、L男は逮捕までされたが、後に本件とは無関係と判明し釈放されたこと

③A男の知り合いK男の所有する白色スカイラインから被害者と同じO型の血痕が発見され、A男をはじめとする関係者全員が、同事が犯行当日に使用されたと供述し、それが前川さん逮捕の決め手とされたが、後に同血痕が事件とは無関係と判明したこと

④自白や物証、犯行目撃供述等の前川さんの犯人性を示す直接証拠が皆無で、犯行時刻ころに現場付近に前川さんと同行したとか、事件後に着衣等に血をつけた前川さんを見たといった関係者供述のみに基づいた事実認定であること

⑤A男も含めた関係者がいずれも捜査機関に迎

合ししやすい素地を有する人物（薬物関係の捜査・裁判中であった、供述当時執行猶予中だった等）で、実際に公判では取調べで強引な誘導を受けたことを証言し、捜査段階と異なる供述をする者が複数いたこと

ところが、異議審決定は、このように極めて脆弱な証拠構造に何ら触れていません。これは、新証拠に高い証明力を要求するという結論を導くためといえます。

(2) 「そのような説明も可能」という理由で

合理的疑いを否定

近年の最高裁は「疑わしいときは被告人の利益に」の原則を重視した判決を繰り返しています。中でも、「そのような説明も可能」というだけでは合理的疑いは否定できないことを示したゴルフ場支配人殺人未遂事件判決（二〇〇九年九月二五日）は、重要な判決です。

ところが、異議審決定は、こうした最高裁判決を全く無視して、「そのような説明も可能」という理由で、再審開始決定が認定した合理的疑いの存在を否定しました。

一例を挙げれば、確定判決は、A男の「かっとなつて訳が分からず被害者を殴る、刺すなどし、気がついたら血だらけで、びっくりして逃げた」との犯行告白を前川さんから聞いたという証言を前提に、シンナーを吸引した前川さんがシンナー遊

びに被害者を誘おうとして断られ、シンナーによる幻覚妄想状態で激昂し、心神耗弱状態に陥って被害者をめつた突きにするなどした犯行だと認定しました。

しかし、犯行現場である六畳間の鴨居には、ぶら下げられたドライヤーコードで輪が作られていて、これが首つり目的でつり下げられたことは、再審請求審の検察側鑑定人も認める動かしがたい事実でした。

そして、開始決定はこれが自殺偽装であるとの弁護人の主張を認め、犯人は、確定判決の認定とは異なり、「合理的で、高度の思考能力を備えた犯人により実行されたと考えなければ説明のつかない点が多々認められる」と認定しました。

ところが、異議審決定は、「犯人が首つりの偽装工作を試みたとは限らないというべきであつて、ヘアドライヤーのつり下げと本件犯行との関係は明らかでない」として、異常な犯行現場の状況を無視し、開始決定の認定を覆しました。

(3) 事後審たる異議審のあり方の逸脱

異議審は事後審であり、再審開始決定の事実認定を事実誤認とするためには原審の事実認定の論理則・経験則違背を具体的に示す必要があります（最高裁平成二四年二月三日判決）。

ところが、異議審決定は、具体的な検討もなく、勝手に異議審独自の事実認定を行って、これ

に反する開始決定の認定を否定しました。

しかも、異議審決定は再審請求審の審理経過を全く無視しました。

一例を挙げると、再審請求審では、第三の凶器が存在したのか否かという争点について、当初検察官は、創口の長さの測定の誤差の可能性を理由に第三の凶器の存在を否定しました。これに対して弁護側が反論すると、検察官は誤差の可能性の主張を撤回しました。その上で、再審請求審では、弁護側の鑑定人と検察官の鑑定人の尋問が行われ、弁護側の鑑定人の主張を認める開始決定がなされました。

ところが、異議審において、検察官は撤回した誤差の可能性について、再び主張を行い、異議審決定は、撤回された主張の根拠となる鑑定書を証拠として引用し、検察官の主張を採用しました。再審請求審の審理経過を無視するだけでなく、弁護側に検察官側鑑定人に対する反対尋問の機会も与えないという点でも不当といえます。

(4) 前川さんの犯人性認定の崩壊を無視

開始決定は、前川さんが犯人だというためには、「現場接近」「血痕付着」「犯行告白」の三つの間接事実の認定が必要だとし、中でも「血痕付着」については関係者が供述する「血痕」が誰の血か確認できない以上、「現場接近」と「犯行告白」について高度の証明を要するとししました。

ところが新証拠により、現場への移動に用いられたはずの白色スカイラインにA男が目撃したという血痕が付着していなかったことが明らかにされ、また、A男が聞いたという犯行告白と犯行現場の客観的状況との不整合も明らかになりました。確定判決が事実認定の最大の根拠とした「関係者供述の大筋の一致」が、捜査機関によって作り上げられ、虚偽供述までが一致して、後にそれが修正されるといふ、極めて不自然な供述の変遷も、請求審で新たに開示された供述調書で明らかになりました。

確定判決の前川さんを犯人とした認定の崩壊は明らかですが、にもかかわらず、異議審決定は、それらについて何ら触れるところがありません。この点でも、異議審決定の不当性は際立っています。

3 最高裁での逆転勝利に向けて

このように、異議審決定は、確定判決の事実認定に「合理的な疑い」が生じれば、再審を開始すべきであるという白鳥決定や、「疑わしいときは被告人の利益に」の原則を重視する近年の最高裁

判決に反する判断をしています。このような不当決定が最高裁で維持されることは、あってはならないことです。

前川さんが濡れ衣を着せられて二六年が経過しました。服役の後遺症に悩みつつ一貫して無罪を訴える前川さんと、八〇才を迎えても息子のえん罪を晴らすべく懸命に努力を続けるお父さんのために、最高裁で再審開始の決定を得るため、弁護団は奮闘中です。全国の会員のさらなるご支援をお願いいたします。

大崎事件第二次再審請求棄却決定について

鹿児島 森 雅美

1 大崎事件とは

大崎事件は、鹿児島県大崎町において、一九七九年一〇月二日の夜、酔って道路脇に寝ていると

ころを隣人二名に車で自宅へ運ばれた被害者の行方が、その後分からなくなり、同月一五日の昼過ぎに被害者の牛小屋の堆肥の中から遺体となって発見された事件である。

2 大崎事件の経過

請求人の原口アヤ子さんは逮捕以来一度も自白することはなかったが、確定一審判決は共犯者と

された三人の自白供述をほとんど唯一の証拠として有罪とした。アヤ子さんと「共犯者」とされる三人の犯行を直接裏付ける客観的証拠は存在しない。

共犯者とされた一人はアヤ子さんの元夫で、自らの公判廷では自白し、刑も確定していたが、アヤ子さんの控訴審では、アヤ子さんも自分も事件に関与していないと証言した。しかし、控訴審、上告審でも無実の訴えは棄却された。

一〇年の服役中、アヤ子さんは罪を認めれば仮釈放できるという誘いも拒絶し、一〇年間服役し無罪を訴えてきた。アヤ子さんは一九九五年四月一九日第一次再審請求をし、二〇〇二年三月二六日鹿児島地方裁判所は共犯者とされた三人の自白には信用性はなく、虚偽の自白だとして、再審開始を決定した。しかし、福岡高裁宮崎支部はその決定を取り消し、請求を棄却し、二〇〇六年一月三〇日最高裁も特別抗告を棄却した。

この事態にアヤ子さんと弁護士は一時は意気消沈し、再起するまでには長い時間が必要だった。

3 鹿児島地裁決定

本請求は二度目の再審請求である。アヤ子さんが二〇一〇年八月三〇日に、元夫の親族が二〇一一年八月三〇日に再審請求を申し立てた。

二〇一三年三月六日、鹿児島地方裁判所刑事部

(中牟田博章裁判長)は、本再審請求を棄却した。

この決定は、弁護士が求め続けていた検察官作成の未開示の「証拠の標目」の開示請求を無視し、事実調べについても全く実施しないまま判断がなされた。余りに拙速という他ない。弁護士は、新証拠として法医学鑑定書、供述心理鑑定書等を提出していたが、決定は不十分な審理のまま、これら全てにつき「共犯者らの」自白の信用性を動揺させるような証拠価値は認められない」として明白性を否定し、請求を棄却した。

4 決定の問題点

鹿児島地裁決定の問題点は次のとおりである。

本事件の特徴は、先述のとおり共犯者三人の自白が確定判決を支える唯一の証拠であり、証拠構造が極めて脆弱である点にある。決定自身も「共犯者らの」自白が直接証拠として最も重要であることは論をまたない」としている。

弁護士は、この証拠構造の根本的脆弱性に加え、共犯者とされる三人には知的障がいがあり、その自白の信用性判断については、一層慎重でなければならぬことを度々指摘してきた。ところが決定には、この点に対する配慮も全く見られず、このことと鑑定人らの証拠調べを全く実施しなかったこと等とあいまって、証拠の明白性判断に大きな影響を及ぼしていると弁護士は考えている。

5 証拠の明白性の判断手法の誤り

決定は、弁護士が提出した新証拠の明白性を判断するにあたり、最高裁が採用する総合的評価説を全く理解せず、独自の判断手法を採用する。

すなわち、決定は個々の新証拠が、それだけで確定判決に合理的疑いを生じさせなければ、新証拠の明白性は認められないという理解に立つ。しかし、最高裁の総合的評価説は、個々の新証拠については関連する旧証拠の証明力を低下させれば足り、そのことだけで確定判決の事実認定に合理的疑いを生じさせる必要はないとするものである。新証拠の一つが旧証拠の証明力を低下させれば、改めて旧証拠と新証拠全体を総合評価し、その結果確定判決の事実認定に合理的疑いが生じれば、新証拠の明白性は肯定されるのである。本決定における明白性判断はこれと異なり、それぞれの証拠を個別的に評価するに留まっている。理論的にも昨今の再審請求審における明白性判断枠組に逆行しているといわざるをえない。

6 新証拠に対する個別評価の誤り

しかも、本決定には新証拠そのものに対する個別の判断に関しても、それぞれの証拠に対する無理解、誤解が多々ある。

(1) 法医学鑑定書(鑑定人上野正彦)について

鑑定書は、共犯者らの自白を前提とすれば、当然に遺体に形成されているはずの所見(素溝)が欠けていることを示す新証拠であり、共犯者らの自白の信用性を弾劾するものである。ところが、決定は、被害者の死体の頸部について素溝等の有無を論じることがそもそも困難であるという理由から鑑定書の証拠価値を否定した。

しかし、被害者の頸部の素溝等の有無については、この鑑定だけが論じているものではなく、第一次再審請求時における三人の法医学者(二人は検察側証人)がいずれもこれにつき論じているのである。この点について論ずることが困難というのは決定の独断であり、明らかな事実誤認である。

その上、決定は、この鑑定が殺害において被害者の抵抗を想定していることに、論理の飛躍があるという。しかし、本件では、共犯者らの自白内容自体に、被害者の抵抗が明示されているのである。そこに論理の飛躍があると述べる決定は、共犯者らの自白内容自体も正確に把握していないといわざるをえない。

(2) 供述心理鑑定書(鑑定人大橋靖史、

高木光太郎)について

鑑定書は、共犯者らの自白供述を心理学の観点から分析した結果、共犯者らの供述が「体験供述性を有しない」と結論付ける新証拠であり、

共犯者らの自白の信用性を弾劾するものである。

決定は、鑑定書について、専ら供述の内容や変遷の有無等に着眼して「体験供述性」の有無を論じており、供述の信用性の検討としては甚だ不十分であることはいうまでもない、等と述べる。

しかし、この鑑定書は、供述の信用性の判断につき、供述の構造及び形式という客観的側面に着眼し、科学的観点からその「体験供述性」を論じたものであり、供述の内容や変遷の有無に着目などしていないのである。このような鑑定に対し、信用性の検討としては不十分などと断ずるのは、鑑定の意義を全く理解せず、科学的視点を全く無視するものである。

(3) 決定は、カーペット等再現実験報告書や

精神科専門医の意見書等の証拠についても

類似の誤りをしている。

そもそも決定がこのような誤った判断に至ったのは、鑑定人に対する証人尋問等の審理を充分しなかった点に要因がある。裁判官は法の専門家であっても、科学的知見に関しては素人である。証拠判断は法的見地からなされるにせよ、それに至る過程においては、もっと謙虚に専門家の意見の理解に努めるべきであり、それが無事の救済の最後の砦たる再審に求められ

るものであろう。

7 手続進行について

本決定で異例なのは、「再審請求手続の進行に関する弁護人の意見について」という項目を設けて論じていることである。ここで、決定は証拠の標目の開示を求めなかったこと、鑑定人らの証人調べをしなかったことの理由を述べる。

しかし、裁判所の勧告等により新証拠が提示され、それによつて多くの再審無罪が導かれてきた事実を無視したものであるとともに、新証拠に対する決定自身の不十分な理解を見れば、結果的に本件の再審手続が不十分であったことを自認するものとなっている。

8 即時抗告審へ

いずれにしても、今回の棄却決定は承服できるものではない。弁護団は二〇一三年三月一日に即時抗告申立書を提出し、審理は即時抗告審へと移ることとなった。

弁護団(鹿児島県弁護士会会員を中心にメンバーは現在五三人)では、即時抗告審における原決定の取消しと再審開始決定の獲得へ向けて全力で取り組んでいく所存である。

五月二十七日には、福岡高等裁判所宮崎支部で第一回進行協議開催の予定である。

「原発なくそう！九州玄海訴訟」より 脱原発への課題

佐賀 東島 浩幸

1 はじめに

福島第一原発事故から二年三カ月が経過した。同事故の被害回復はおろか、地域の再生も見えてこない中で、政府は七月にも新規制規準を策定する予定として、再稼働及び原発の輸出に向かって突き進んでいる。また、原発のうちで廃炉となるものもいくつか出てきそうであるが、それ以外の原発の稼働を認める意味で、選別化をしている“というのが正しい見方と思われる。

そのような中で、九州電力玄海原発のすべての稼働差止めを国と九州電力に求めている「原発なくそう！九州玄海訴訟」（以下「九州玄海訴訟」という）の考え方、及び同訴訟から見た脱原発へ向

けた課題を述べたい。

2 福島の被害の事実をもとに団結し、 圧倒的多数で脱原発を実現する

私たちは、福島第一原発事故により何万人もの人々が時間的・空間的に甚大な被害を被ったことに驚き、甚大な被害を起こす原発という発電方法と決別すべく、九州玄海訴訟を提起した。

福島第一原発事故以前の原発訴訟は、終局判決ではすべて住民側敗訴判決しかなかった。その理由は、第一に日本で過酷事故が起こらなかったことと裁判所も「原発安全神話」に染まっていたこと、第二に原告が少数であったことである。

そのため、私たちは、圧倒的多数で脱原発を実

現するとして、「二万人原告」をキャッチフレーズに訴訟を提起した。第一次提訴の原告一七〇四名を皮切りに第六次提訴（二〇一三年四月二日）までの合計で六〇九七名、四七都道府県すべてに原告がいる状況にまで成長した。できるかぎり早急に「二万人」以上の原告にするための活動も行っている。

ただ、私たちは九州だけで脱原発を実現できるとは考えていない。大量提訴型脱原発訴訟が全国的に起こり、その勝訴判決をもとに脱原発の法制化をめざすという壮大な取り組みのひとつとして訴訟をたたかっている。

また、“福島の被害を再び起こしてはならない。”という、「被害」をもとに思想信条を超えて圧倒的多数で団結する方針で進めて来ている。私たち

は、福島第一原発事故の被害のすべてを余すことなく明らかにすることが、訴訟上も訴訟外での運動でも必須と考えている。マスコミから流れてくる被害だけでもすさまじいものがあるが、被害者から聞こえてくるのは、「被害」情報の隠ぺいである。

私は、先日、福島県双葉町の前町長井戸川氏の話聞く機会を得た。同氏によれば、被災者の中には「大人でも事故後に甲状腺ガンに罹患した人がある、原爆ぶらぶら病のような症状の人もあるし、将来の見通しもないまま氣力を失い自殺する人まで出ている」「しかし、それらをマスコミは報じないし被害は隠されたままだ」とのことであった。

私たちが、福島の被害者の方々や、その被害者の集団的損害賠償等請求訴訟の原告団・弁護団と連帯し、福島の被害のすべてを明らかにして世間に広めることで、被害者の方々の被害回復を実現することにも資する。もちろん、原発の非人間性を明らかにして、脱原発の実現にも資する。被害をもとにして団結するとは、原発差止めをめざす者相互の団結だけでなく、福島第一原発事故の被害者やその弁護団とも連帯していくことが重要であり、九州玄海訴訟弁護団はそれを追求していく。

3 原発の「被害」を捉える視点

福島第一原発事故は、わが国の歴史上、最大最悪の産業公害事件である。「被害」の裏には加害があり、加害をもたらし加害構造がある。原発の加害構造には、①国策民営(通常民間事業としてはリスクがありすぎて手を出さない事業でありながら、政府が徹底した保護政策で民間企業にやらせている)、②徹底した利潤追求、③本質的公害企業性、④情報の隠ぺい、⑤地域支配の五つの特徴がある。

その特徴に照らした場合、原発の被害は、過酷事故の前から起こっている。(a)情報の隠ぺい等による民主主義の歪み、(b)環境破壊、(c)周辺での健康被害の疑い、(d)原発労働者の健康被害を不可避免的に生み出すこと、(e)使用済み核燃料の処理が未確定で安全に処理できる保障がないことなどの被害である。そのような被害の積み重なりと、加害構造が極限まで推し進められた結果、福島第一原発事故は起こったのである。

過酷事故の被害に限定することなく、原発の「被害」をトータルに捉えることで原発の危険性をよりトータルに捉えられる。また、加害構造を捉えることによって、原発の危険性とは単なる科学

技術の問題ではなく、社会科学の問題でもあるということを明らかにすることができると考えている。

4 国の安全規準に適合しているから安全か

福島第一原発は、国の安全規準に従って運転をして来て、レベル7の三・一一事故を起こした。このことから、国の安全規準を守っても安全でないことは明らかである。また、三・一一事故前においても、中小の事故その他によって、国の規準は厳しく高いものに変更されてきた。これは、安全規準が「安全」であることの保障という意味ではなく、稼働するための規準という意味しか持たなかったことの証左である。

今度の新規制規準も、同規準ができるまでの経緯、福島第一原発事故の原因が明らかでないに規準ができるはずもない点、新しい規制の中に数年間設置が猶予されているものもある点などから、安全であることの保障という規準ではなく、操業規準でしかないことは明らかである。

新規制規準についての内容的批判は必要であるが、より本質的には、「国の規準に適合しているから安全だ」というだけでことたりとする国や

電力会社の主張を許さない論理とたたかいが求められている。

また、原発の過酷事故の原因は地震と津波に限定されるのではなく、飛行機事故・隕石の落下（ロシアでは巨大隕石が核施設の近くに落ちたことで単なる空想ではない）・テロ・運転上の人為的ミスもある。これらが原因で過酷事故が起きた場合に仕方ないとするのか否か。私たちは、どんな原因であっても事故は絶対に許されず、安全な原発はないと考える。

5 市民の力で脱原発を実現する！

私たちの訴訟の原告団では、自らの生命・健康・安全の鍵を市民自身が握ることが重要であり、市民の力で実現する運動を進めている。その代表例は、「風船プロジェクト」（玄海原発付近から二〇〇〇個の風船を飛ばして、放射性物質がどの方向にどこまで飛ぶか明らかにするもの）である。すでに二〇二二年二月と二〇二三年四月の二回実施したが、遠くは奈良県まで飛び、約四〇〇キロメートル離れた徳島まで七時間で到達したことが判明している。極めて遠距離まで含む広範囲が被害を受ける危険性を有していることが明らかになっている。

6 おわりに

口頭弁論については、二〇二三年九月までに原告側のひととおりの主張を出し、その後、国や九州電力の反論が予定されている。

私たち弁護士団は、二〇二三年四月、花伝社より「原発を廃炉に！PART2 1万人原告の挑戦」というブックレット（定価一〇〇〇円・税別）を出版した。本訴訟の考えや取り組み、到達点を示すものとして、ぜひお買い求めいただきたい。



第14回人権研究交流集会報告集



2010年9月25・26日に札幌で行われた第14回人権研究交流集会の報告集（機関紙「青年法律家」号外）が発行されました。青法協弁学合同部会の活動の一つとして、司法修習生・法科大学院生・学生・市民などに広くご活用下さい（1部200円・送料別）。

好評
発売中

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会

TEL03-5366-1131 / FAX03-5366-1141

E-mail : bengaku @ seihokyo.jp

スポーツにおける暴力排除

東京 望月 浩一郎

1 凍り付いた会場

日本体育協会・日本オリンピック委員会・日本障害者スポーツ協会・全国高等学校体育連盟・日本中学校体育連盟の「スポーツ界における暴力行為等根絶に向けた宣言文」作成委員会のとりまとめが二〇一三年四月に行われた。私もこの委員の一人。

宣言文を採択するための、「スポーツ界における暴力行為根絶に向けた集い」が四月二五日に八〇〇人規模で開催された。私もシンポジストの一人として参加。

私は、これまでも、日本体育協会のスポーツ指導者の講習会などで「暴力はダメだ」という話をしてきたが、参加者の反応は、冷ややかなもの。しかしこの集会は違った。

日本で中学・大学時代を過ごし、その後アメリカのバレーボールナショナルチームの一員として活躍し、五輪メダリストでもあるヨコ・ゼッターランドさんが、自身が目にした中学時代の対戦チームの監督の選手に対する暴力の事実を語る時に、思い出すのがつくろく一分近く絶句。中継があれば放送事故かという状況。

バドミントンで一九九八年アジア大会優勝などの記録を持つ米倉加奈子さんはメリーゴーランドの話を淡々と……。普通の人は、遊園地のメリーゴーランドのイメージを持つが、米倉さんは監督に髪の毛を捕まれてグルグル回しにされることがメリーゴーランド……。

この二人の発言に会場が凍りついた。

自身の被害体験を語るのが辛い、思い出すのもイヤだという中で、ヨコさんと米倉さんに自身

の体験を話していただいたことは日本スポーツ界にとつて、本当に貴重であった。

これで、会場に来ていたスポーツ関係者の空気が変わった。

参加していた友人の弁護士が、その前に何人かの報告者（その一人が私）がスポーツにおける暴力は許されないという強いメッセージを発信していたので、ヨコさんと米倉さんの話につながった、と言ってくれた。その意味で私の報告も「呼び水」効果ぐらいはあったかな。

2 高校野球の取り組みから考える暴力とのたたかい

スポーツにおける「指導者・上級生からの暴力」と「水を飲むな」は、いずれも根は一つ。日露戦争の教訓から、帝国陸軍は、どんなに理不尽な命

令であっても必ず従う「強い」兵士とするために、日常的に、理不尽な上官の命令に従う訓練をさせた。上官の私的制裁、初年兵教育もその一環。「水を飲むな」も陸軍戸山学校での無水行軍研究などの帝国陸軍の「成果」が根だ。これらの帝国陸軍の手法が、学校教育に導入され戦後も残った。元プロ野球選手の桑田真澄さんが、プロ野球選手と東京六大学の野球部員約五五〇人に行ったアンケートでも、「体罰が必要」「ときとして必要」と答えた人が八三パーセント。ここを変えていくことが重要課題。

(1) 暴力を許さない宣言を

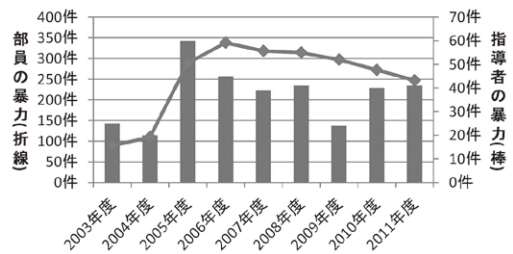
一つめは、「暴力は許さない」と宣言すること。

高校野球では、「学生野球の基本原則」の一つとして「一切の暴力を排除」と宣言している。「日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」では、直接的暴力はもちろん、暴言、脅迫、威圧も厳禁している。しかし、競技によっては「鉄拳制裁」の一部は認めるべきだと公然とホームページで述べているところもある。

(2) 暴力を許さない毅然とした行動

二つめは、暴力を許さない毅然とした行動だ。高校野球では、指導者の暴力は「あつてはならない」が、「起こりうる」という認識で防止策を講じている。高校野球では、指導者や部員の暴力行為などは徹底して調査する。加盟校の調査が十分に

【図1】指導者の暴力・部員の暴力



【図2】指導者の暴力の4パターン

確信犯型	暴力をふるうことを有益で必要だと信じている。
指導方法わからず型	暴力をふるうことはダメとわかっていても、手を上げる以外の指導方法を知らない。
感情爆発型	暴力をふるうことはダメとわかっていても、感情のコントロールを失って手を上げる。
暴力好き型	自分のウッパンばらしやストレス解消。暴力をふるうことを楽しむ。

る(図2)。

「確信犯型」は積極的に暴力を有効な指導方法と考え、「指導わからず型」も消極的ではあるが、暴力を有効な指導方法の一つとしている点で共通。

誤った成功体験に基づき、「指導わからず型」から「確信犯型」に至ってしまっている。初期の段階で暴力に頼る指導を是正することが大切だ。

なければ、日本高野連は、何回でも再調査を求め

高校野球の指導者の暴力行為の報告は、最近では年四〇件程度ある(図1)。加盟校が約四〇〇校であるから、年間概ね一パーセントの学校で指導者の暴力が報告されている。暴力の負のスパイラルが根強く存在することは、部員と指導者の暴力事件についての審査室への報告事案数からも明らか。これだけたかたかでも、高校野球の暴力の根絶には至っていない。

(3) 暴力に至る原因に応じた対策を

三つめは、指導者の暴力のパターンに応じた防止策。指導者の暴力には右の四つのパターンがあ

3 「勝利至上主義」・「競技志向」がスポーツにおける暴力の第一の要因?

スポーツにおける暴力の第一の要因は、暴力が強い選手、強いチームをつくる上で有益だという誤った考えだ。「勝利至上主義」が暴力の第一の要因とする考えのベースには、暴力が強い選手、強いチームをつくる上で有益という前提をとっている点で、暴力を容認する考えと同じ土俵に乗ってしまっている点で正しくない。

暴力に頼るという誤った指導方法がベースにあつて、これに「勝利至上主義」が加わることで、暴力がエスカレートするという意味で要因の一つで

はあるが、最大の敵は、「暴力で強い選手、強いチームをつくれる」という誤りだ。

暴力が強い選手、強いチームをつくる上で有害無益であることを指導者に知らせるための活動が求められている。日本高野連は、全国の指導者を集めて「甲子園塾」を行っている。ここでは、指導者の間で、体罰の是非についても、夜中まで話し合い、子どもたちをどう導くか相互に話し合っている。指導者の指導力を高める教育的な活動が大切だ。

優れた指導者は、「暴力では選手の競技力を高

めることはできない、『選手自身に考えさせる』指導が大事だ」という声を上げている。

元プロ野球選手の桑田真澄さんは、野球で三振した子を殴って叱ると何とかバットにボールを当てようと、スイングが縮こまってしまいうので、「タイミングが合っていないよ。他の選手のプレーを見て勉強してごらん」と、前向きな形で指導するのが本当の指導だと言っている。

五輪柔道の金メダリスト古賀稔彦さんは、日本のトップは「選手みずから考えて柔道する力が足りない、これが世界の強豪との違いだ」と言い、

「たたく、体罰からは生まれない」と指摘している。

4 今を逃したら次はない

スポーツにおいて「水を飲むな」の誤りはようやく浸透したが、暴力とのたたかいは苦戦を強いられてきた。今のこの時期に暴力をなくすためのたたかいで優位に立てなければ、次のチャンスは何年先になるかわからない。

今こそ、声を上げよう。

ビアンキ自転車事故訴訟判決報告

第二東京弁護士会 鈴木 周

1 事件の概要

二〇一三年三月二五日に、ビアンキ自転車事故

訴訟（東京地裁平成二三年ワ第二四七五号 原告中島寛、同中島典子、被告サイクルヨーロッパジャパン株式会社）、（東京地裁平成二三年ワ第一七〇三八号 原告東京海上日動火災保険株式会

社、被告サ社）の判決が出ました。

この事件は、二〇〇八年八月二三日、原告中島寛さん（会社社長・六〇歳）が、自転車で通勤途中、突如サスペンションが分離したため、転倒の

上、脊髄不全損傷で首から下が全麻痺になってしまったという事例です。

サスペンション内部のスプリングが腐食し、破断して、分離したのですが、当該サスペンションには、①キャップに溝があり水が入る、②水抜き穴などの水分排出機構がない、③貫通ボルトが入っており分離を防止する構造が採られていな



サスペンション付近。抜けると支えがなくなり、必然的に転倒する。

い、という特殊性があったため、製造物責任法上の欠陥があるとして、輸入者であるサ社を被告として、三年にわたり裁判で争われたものです。

事件番号が二つあるのは、東京海上が中島さんの損害を人身傷害保険特約によって支払っていたため、同社がサ社に求償訴訟を提起し、併合されたものです。

2 認容額

原告中島寛 金一億四七二万六三八八円

原告中島典子 金三三〇万円

原告東京海上 金三八八三万八〇一六円（訴訟

前の人身傷害保険特約による支払）

↓ 合計約一億八九〇〇万円。なお、原告中島寛さんの総損害額の認定は、人傷分と合わせ金一億八六〇一万四四〇四円となります。

3 争点その一 欠陥の有無

「本件自転車は通常有すべき安全性を欠いているか」

(1) 裁判所は、欠陥を判断する前提として、まず、原告の自転車の使用形態が「通常予想される使用形態」であるかを判断しました。原告が、本

件自転車を通勤で使っていたこと、異常を感じた際に驚いて引つ張る挙動は往々にしてあり得ることから、いずれも通常予想される使用形態から外れない、と判断しました。

(2) 次に、裁判所は、欠陥と評価できるかの判断について、六年四カ月の使用期間について触れています。が、「その程度の期間経過で、サスペンションが容易に分離可能になることは、本件自転車が相当に高価であることも考慮すれば、使用者の合理的期待を害するものである」とし、またメンテナンスについても、「本件サスペンションの構造上、水が溜まってさびて分離する可能性があるにも拘わらず、取扱説明書にスプリング等の部品を定期的に交換すべきとの記載がなく、やはり使用者の合理的期待に反する」とし、欠陥ありとの認定をしています。

↓ つまり、自転車である以上、「メンテの有無に関わらず六年くらいは壊れてはいけないのが大原則」であり、「メンテをすれば大丈夫だったんだから、そもそも欠陥ではない」というような意見には与せず、メンテは別途過失相殺で考慮するということを述べたものです。

(3) その他の、構造的なメカニズム（貫通ボルトがない等）は、「自転車の特性、通常予想される使用形態、経過年数の結果、サスペンションが分離して、これが原因となって事故が発生した以上、

サスペンションの構造を論ずるまでもなく、本件自転車は通常有すべき安全性を欠く」と判断しました。

↓ 要するに、六年間の使用程度で分離してしまふようでは、メンテや構造を云々するまでもなく欠陥がある、という判断です。

4 争点その二 因果関係

「本件事故はサスペンションの分離によって生じたものか」

(1) この点について、裁判所は、主に、①原告被告の実験結果（分離の場合前のめりに転倒する）、②目撃証言（まるで道路の溝か穴に前輪が落ちたような感じで転倒）、③インナーパイプの傷（パイプ下部の前部にのみ擦過痕）等から、「本件自転車のサスペンションが分離して転倒した」と認定しました。

(2) また、分離の原因となった挙動については、厳密には特定しておらず、「特にハンドルを引き上げなくても、嵌合距離が短くなって分離に至る可能性を否定できない」とだけ述べています。

↓ 裁判所は、因果関係については、欠陥すなわち、サスペンションの分離によって転倒したことが立証されれば十分であり、引つ張った等の事故の発生機序までは問われない、という判断をし

ました。事実上の推定を働かせたと言つてよいでしょう。

5 争点その三 過失相殺

「メンテナン스는どの程度要求されているのか」

クロスバイク（スポーツ車のエントリーモデル）については、どの程度のメンテナン스가要求されるのか争いとなりました。

裁判所は、「事故当日まで六年を超える期間が経過しており、その間サスペンションについてショップでメンテナンスして貰っていない、最後の九カ月には雨にさらされ得る状態で保管（縁側のひさしの下）していたのであるから、サスペンションの状態に一定の配意をして然るべきであり、取扱説明書に定期点検の呼びかけがされていることも考え合わせると、点検を受けていれば事故を未然に防止できた可能性も否定できない」として、原告の過失を認めつつ、「クロスバイクの定期点検は常識であるとはいえず、点検の際にサスペンションの内部の点検まで行うことが業者の通例とまでは言えないことから、原告側の過失として一割を認定した」としています。

↓ ここは、判決後、自転車の関係者や愛好家からは様々な意見が出されたところですが、

裁判所は、自転車を扱う大半の一般ユーザーの観点から端的に判断を下しています。つまり、中島さんの側も一定の配慮をすべきではあったが、定期点検に出すユーザーは一部の方に限られ、大半のユーザーは故障や不具合が出るまでショップには持っていないのが実態であり、またサスペンションは点検に出しても通常は見えてくれない以上、過失があるとしても一割程度ということです。

6 まとめ

以上のように、過失相殺によって多少減殺されたものの、因果関係と欠陥について認定され、概ね原告の主張通りの判決が出たと言つてよいと思います。

本件の同種のサスペンションは被告によれば国内に一〇万本程度出回っているということですが、今回明確に欠陥品であることが明示されたのですから、今後事故が発生した場合にはメーカーの責任が厳しく問われることになります。

速やかにリコールや無償修理等の対応を期待したいところですが、今のところ、被告サ社を含むメーカーは具体的な動きを起こしておりません。誠に遺憾な対応で、控訴審においても厳しく追及して行きたいと思います。

青年法律家協会弁護士学者合同部会◎議長声明

「砂川事件」最高裁元長官のアメリカ側に対する情報漏えい問題について、
最高裁、日本政府による徹底調査、真相究明を求める議長声明を発表

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、五月二六日、「砂川事件」最高裁元長官のアメリカ側に対する情報漏えい問題について、最高裁、日本政府による徹底調査、真相究明を求める議長声明」を発表しました。同声明は、内閣総理大臣、最高裁、各政党、日弁連・各単位会、関係団体、マスコミ各社に送付しました。

1 米政府解禁文書が存在

報道によれば、駐留米軍の憲法九条適合性が争点となった砂川事件について、当時の最高裁田中耕太郎長官がアメリカ側と接触し判決の見通しなどの審理情報をアメリカ側に提供していた事実が法学研究者による情報開示請求により明らかになった。

開示された資料は、マッカーサー駐日大使から米国務長官に送られた秘密書簡であり、一九五九年七月三一日にレンハート駐日主席公使が起草したものである。

同書簡には、当時の最高裁長官であった田中

耕太郎が、レンハート駐日主席公使に対して、自らが最高裁大法廷の裁判長を務めている砂川事件上告審の審理の見通し、判決日の予定、判決内容について、共通の友人宅での会話の中で語ったとの報告が記載されている。

2 司法の独立を揺るがす重大な問題である

砂川事件は、一九五七年七月八日、東京都砂川町の米軍基地の拡張反対のデモ隊の一部が基地の中に侵入したとして七名が刑事特別法違反で

逮捕、起訴された事件である。

一九五九年三月三〇日、東京地裁は、日米安保条約にもとづいて米軍の駐留を許容している政府の行為は憲法九条違反であると判示する画期的な無罪判決を言い渡した(いわゆる「伊達判決」、東京地判一九五九年三月三〇日判例タイムズ八九号七九頁)。

無罪判決に対して、検察官は、跳躍上告をし審理は最高裁判所で行われることになった。

しかし、最高裁大法廷は、一九五九年二月一六日、一審判決後、わずか八カ月という拙速な審理期間で日米安保条約の違憲・合憲の判断は司法審査に原則としてなじまないとする「統治行為論」をもって原判決を破棄した。

日本国憲法制定から間もない時期である砂川事件当時、日米安全保障条約、在日米軍が憲法

九条、平和主義に反するのではないかという点は国民的議論になっており、多くの国民は、政治部門から独立して職権を行使する憲法の番人たる最高裁の判断に期待をしていた。

今回、開示された資料によれば、司法権の最高機関である最高裁長官自らが、アメリカ側と接触を図り、担当する事件の審理の見通しだけでなく、判決の方向性についても情報を漏らしていたことが明らかになった。

このことから、当時の最高裁は、日米安保条約改定交渉を行っていた日本政府、アメリカ合衆国政府の政治部門の政治的意向に従った審理、判断を行っていた可能性が極めて高く、最高裁長官自らが司法の独立を放棄する行動をとっていたことに驚きを禁じ得ない。

かかる事態は、司法の独立を揺るがす重大な事態であるにとどまらず、国家としての対外的独立性に疑念を生じさせるものと言わざるを得ない。

3 最高裁による真相究明、徹底調査を求める

青年法律家協会は、一九五四年、憲法を擁護し平和と民主主義および基本的人権を守ることが目的に、若手の法律研究者や弁護士、裁判官などによって設立された団体であり、日米安保条約、在日米軍の問題についても法律家の立場

から重大な関心をもち、砂川事件にも多くの会員が弁護士団に参加し重要な役割を果たしてきた。

青年法律家協会弁護士学者合同部会は、最高裁判所及び日本政府に対して、砂川事件上告事件審理、判決に至る過程における上記問題点について徹底的に調査を行った上、真相を究明するよう強く求める。

二〇一三年五月一六日

青年法律家協会弁護士学者合同部会
議長 原 和 良



▼今年は憲法の年と言われて早半年が過ぎました。国会議員の数だけを見ると大変なたたかいに思えるのですが、憲法問題こそ私たち法律家がたたかわなければ存在意義がありません。▼学習会、街頭宣伝の広がり、意見書、リーフ、紙芝居といったツールの作成もあり、従来にも増して憲法問題の取り組みが広がっています。二〇一二年四月の自民党改憲草案の酷さがゆえに九条以外にも日本国憲法の意義を改めて学習する機会にもなっているのではないのでしょうか。▼改憲派は憲法九六条改正といういわば迂回戦術を取ってきましたが、私たちのたたかいもあつて思うように進んでいません。しかし、改憲派は明文改憲だけでなく、「立法」改憲、解釈改憲も着々と進めようとしています。▼えん罪、米軍基地、原発といった問題が日本に未解決のまま残っていることはまだまだ憲法が活かされていないからに他なりません。「青年法律家」で学びつつさらに憲法を守るたたかいを広げたいと思います。

(中川勝之)